

バスケス政権と軍政期人権侵害問題

El Gobierno de Tavaré Vázquez y las violaciones de derechos humanos durante de dictadura militares

内田みどり

Midori UCHIDA

2006年10月6日受理

Abstract

Después de democratización, el gobierno de Uruguay ha aprobado la Ley de Caducidad para imputar los autores del delitos de violaciones de derechos humanos que había ocurrido durante dictadura militar. Además, el referéndum para delogar esta ley que realizó en 1989 fue derrotado por una pequeña diferencia. El presidente Vázquez, primera presidente de coalición izquierda EP-FA, desea que ponga el fin del problema de detenidos-desaparecidos. Por eso, el Poder Ejecutivo excluyó de la impunidad los delitos extraterritoriales o cometidos por motivo económico. También los delitos cumpliendo por el mando. En Noviembre de 2005, Vázquez proponía la ley de interpretativo de la Ley de Caducidad, pero el Partido Colorado y Partido Nacional se lo han oponido. El PIT-CNT, las organizaciones de derechos humanos y el senador Michellini prefieren anular la ley de Caducidad. En marzo de 2006 el gobierno posterga la consideración de la ley interpretativa de la caducidad. En abril los militares uruguayos vinculado el asesinato de Berríos (ex-miembro de DINA, Chile) fueron extraditados a Chile. En septiembre el juez resolvio el procesamiento con Prisión a seis militares y dos policías. Esta es la primera sentencia judicial en Uruguay para militares y policías.

「あたしたちは男たちを返してほしいのよ。一人残らず。あなたたちは男たちを生きたまま連れていった、だからあの人たちを生きたまま帰してほしいの。死んでいるなら、埋めてあげたいの。ただそれだけのことよ」アリエル・ドーフマン『谷間の女たち』¹

はじめに

国家が、体制に逆らう者と決めつけた人間を非合法な手段で捕まえ秘密裡に拷問し、こっそりと「始末」してしまう。そしてそのような違法行為をした人間を、法律を作つて起訴を免れさせ、免責してしまう。ラテンアメリカに蔓延する「宿阿」ともいわれた軍政期人権侵害にかかわるこうした「免責法」は、2001年3月の米州人権裁判所ペルー「恩赦法」判決をはじめ、2004年11月17日付チリ最高裁「恩赦法適用却下」の決定、さらに2005年6月13日付アルゼンチン最高裁「免責法違憲判決」などによって、国際人権法に反する法であるという認識がようやく広まってきた。そんななかでウルグアイは、かつて最も民主主義が定着していた国でありながら1986年制定の「失効法」が依然として有効であり、「免責の孤島」となった観がある。

そのウルグアイでは2005年3月に史上はじめて左翼統一会派「進歩会議・拡大戦線」のタバレ・バスケス

(Tavaré Vázquez) 大統領が誕生した。バスケスは1940年生まれ。もともとは放射線と腫瘍の専門医(1972年卒業)であり、1976年にはフランス政府給費留学生としてパリに留学、1985年には共和国大学医学部の放射線科長になっている。社会党員で、1990年にはモンテビデオ県知事に就任²。大統領選は3度目の挑戦であり、2003年12月20日、21日に開催された進歩会議・拡大戦線の臨時大会で、同会派の大統領候補に選ばれ、2004年10月31日の大統領選挙第1回投票で過半数を超える50・45%を獲得して当選した(11月8日当選確定。得票が過半数を超えない第1位、第2位の候補の決選投票となる)。同時に行われた上下院議会選挙でも進歩会議・拡大戦線は下院99議席中53議席(13議席増)、上院31議席中17議席を獲得し、会派のみで多数派を形成することに成功した。ちなみに前与党コロラド党はこのとき下院で23議席を失い10議席に転落、国民党は22議席から34議席に躍進した。ただし、多数派を形成したといつても、進歩会議・拡大戦線はキリスト教民主党から元ツバマロスのMPPまで含む連立会派であり、最大会派は左派のMPPである。バスケス自身は現実的な稳健派であるといわれている³。

拡大戦線は1971年にはじめて国政選挙に参加した合法的な中道左派の統一会派であり、長い間コロラド党と国民党の二大政党が牛耳ってきたウルグアイ政界の

第三勢力である。極端な反共主義をとっていた軍政時代には民政期の合法政党の政治家であっても弾圧を受けることがあり、拡大戦線もリーダーのセレグニ元将軍が逮捕されたり、亡命先のアルゼンチンで若手リーダーのセルマル・ミケリニが暗殺されたりしたが、民政移管後も着実に勢力を伸ばし、支持基盤も当初の首都中心から地方まで拡大してきた。軍政時代の人権侵害問題の真相究明も熱心に訴えてきた。ついに念願の政権与党となった進歩会議・拡大戦線のバスケス政権は、バッジエ前政権によってようやく緒についた軍部人権侵害の真相究明についてどのような政策をとるのか。本稿ではバスケスの失効法に対するスタンスと強制失踪被害者の遺体発掘・真相究明問題への取り組みを概観する。

1. 民政移管以降の歴代政権下における軍政期人権侵害問題

ウルグアイは1985年に民主主義体制に戻ったが、その後15年の歴代政権すなわちサンギネッティ（コロラド党、在任1985-1990）、ラカジェ（国民党、在任1990-1995）、サンギネッティ（1995-2000）の各大統領のもとでは真相究明は遅々として進まなかった。軍に近い政治家といわれるサンギネッティは第1期政権下で、軍政時代の軍・警察による違法行為を国家は訴追しないという「失効法」を成立させた（1986年12月）。被害者／家族らはこれに抗議して当時の憲法第79条の規定に基づき法令存続の是非を問う国民投票を1989年に実現させたが僅差で失効法存続が決まった。

失効法は軍政時代の人権侵害の真相究明を妨げただけではない。ベリオス事件のように発生時期が軍政以後なのであきらかに失効法の適用外となるはずの事件の捜査も進展しなかった。エウヘニオ・ベリオスはチリ秘密警察の一員で、レテリエル事件やカルメロ・ソリア暗殺事件といった南米諸国の軍事政権が共同して行った反騒乱作戦「コンドル作戦」の重要な鍵を握る人物として出廷を求められていた。そこでチリ秘密警察が1991年10月にひそかに彼を国外に連れ出し、ウルグアイで監視つき軟禁状態に置いた。長期にわたって軟禁されたベリオスはチリに帰れるならば証言も厭わないと考えるようになって1992年11月14日に駐ウルグアイ・チリ大使館と連絡を取り、翌15日に監禁先の近くの警察署に助けを求めて駆け込んだものの、見張りの軍人たちに先回りされていて結局捕まってしまった。1995年4月13日にパンド川とラプラタ河の間で発見された死体が、後にベリオスのものであることが判明した⁴。だがこの事件はウルグアイでは証拠不十分だというので2回も予審審理が打ち切られた⁵。

軍政時代の強制失踪問題にはじめて公式に焦点をあてたのはホルヘ・バッジエ政権（コロラド党、2000-2005）である。彼は就任演説で強制失踪の問題に言及し、前任者サンギネッティが「ウルグアイには行

方不明の子供はいない」といって事件そのものを否定した、アルゼンチンの詩人ファン・ヘルマンの孫娘を見つけだすことに成功した⁶。さらに2000年8月に「倫理の問題として」、『平和のための委員会』（Comisión para la Paz）をたちあげ、軍政時代に行方不明となつた人々の所在を明らかにしようとした。委員会はアルゼンチンの海岸に流れ着いて身元不明死体として埋葬されていた遺体の身元究明などに一定の成果を挙げ、2003年4月の最終報告で国家の責任を認めた⁷が、バッジエが当初は失効法に基づく調査ではないといっていたにもかかわらず、この報告をもって「失効法4条に定める行政府の調査義務は終了した」と発言したことが被害者家族会の反発を招いた⁸。またヘルマンの息子の配偶者であるマリア・クラウディアに関しても遺体が発見されないまま1973年11月に予審審理が終結してしまった⁹。

2. 失効法にかんするバスケス政権の方針：堅持しつゝも厳密解釈で真相究明

バスケスを大統領候補に選出した2003年の臨時大会では失効法廃止問題も討議され、569対746で失効法廃止動議が否決された。これ以後一貫してバスケスは、失効法は維持しながら「失効法第4条が定める行政府の調査を完全履行することで行方不明の者に何が起きて、今どこにいるのかを明らかにする。真相究明は再発防止のためである」というスタンスをとっている¹⁰。彼は2005年3月1日の大統領就任演説で失効法第4条が定める調査の完全履行を約束し、被害者の遺体が埋まっているのではないかとされる軍の第13、第14基地の発掘について数日中にもゴンサロ・フェルナンデス官房長官が軍と調整に入ること、ヘルマン事件とセルマル・ミケリニ／グエレス・ルイス事件は失効法の適用外になることを宣言した¹¹。

バスケスは被害者の遺体発見に関して軍に公式の内部調査を命じた。2005年8月8日に大統領あてに提出された軍の報告書では新たに「マリア・クラウディアが埋められているのは第14基地である」「アルピノ・ベガ（José Arpino Vega、1974年4月失踪）とチャベス・ソサ（Ubagesnar Chávez Sosa、1976年3月逮捕）の二名の共産主義者の遺体がボイソ・ランサ空軍基地に埋められている」ことが判明した（後者については『平和のための委員会』の報告では遺体は焼かれ、灰が海に捨てられたとされていた）¹²。報告に基づき11月29日にチャベス・ソサのものと思われる遺体が発見された¹³。

バスケス政権下では、ヘルマン事件をはじめとしていくつもの事件が失効法の適用外と判断され司法手続きが開始されるようになった¹⁴。それらの決定を検討すると、失効法を字義通りに解釈しその適用を「軍政時代にウルグアイ国内で起きた事件で政治的意図によ

る事件に限る」ようになったことがわかる。さらにバスケスは2005年11月に『失効法解釈法』(以下、『解釈法』)を議会に提出した。

『解釈法』と照合するためにまず、『失効法』(法令第15848号、1986年12月22日制定)¹⁵の主要条文(第1条から第4条)の仮訳を以下に掲げる。

第1条 憲法秩序への移行を完全なものとするため、軍部と諸政党の間で1984年8月になされた合意がもたらす論理の帰結として、1985年3月1日までの事実上の政権の期間に、軍・警察ないしそれと同等・同様の官憲によって政治的動機に基づくか、もしくは職務遂行中に行われるか、もしくは指揮官の命令によって行われた犯罪に対する国家の訴追権は失効する。

第2条 前条の規定は以下の場合を含まない。
a) 本法令公布の日までに起訴されている訴訟。
b) 本人ないし第三者のために経済的な企図でなされた犯罪。

第3条 第1条、第2条の規定により、該当する訴訟に係わっている判事は、当該事件が第1条に該当するか否かについて行政府に照会した日から30日以内に行政府から通知を受けとる。行政府から「該当する」旨の通知を受けた場合には、判事は当該事件の審理を終了する。返答がない場合、もしくは該当しない場合には調査を続行する。この法令公布の日から行政府の通知を受けとるまでの期間、本条の最初の挿入句で言及されたすべての予審手続きは中断される。

第4条 前条までの規定にかかわりなく、判事は、軍・警察の作戦で拘禁されたと推定される人、ないし同様の状況で誘拐されたと推定される未成年の失踪にかんする告訴での証言を行政府に伝えねばならない。行政府は直ちにそれらの事案を調査しなければならない。行政府は司法府から告訴についての通知を受けた日から起算して120日以内に告発者に対し調査の結果を通知し、入手した情報を知らしめなくてはならない。

上記失効法の条文解釈を確定する提案である『失効法解釈法』の要旨は以下のとおりである¹⁶。

第1条 1986年12月22日制定の法令15848号(失効法のこと) 第1条から第4条は以下の規定に従うものとする。

第2条 国家の訴追権を失効させる宣言で庇護されるためには、法令15848号第3条に従って行政府が通知する情報が、あらかじめ、当該法令が定める主体・客体・期間的な事由のすべてに

合致した行為をなしていることを要する。

第3条 国家の訴追権が失効するのは、遂行された犯罪が以下の事由すべてを同時に満たしている場合である。

- 1) 1973年6月27日から1985年3月1日の間の事実上の政権(=軍事政権)の期間に起きたもの。
- 2) 軍・警察ないしそれと同等・同様の官憲によって行われたもの。
- 3) 政治的動機によるもの。
- 4) 職務遂行中になされたもの。
- 5) 軍政期間に指揮官によって下された命令に基づく行為であるもの。

第4条 以下の犯罪は訴追権失効の対象から除外される。

- 1) 犯人ないし第三者の経済的利益を目的としてなされた犯罪。
- 2) 1973年6月27日から1985年3月1日までの期間に、どのような地位であれ、文民ないし軍・警察の指揮官であったものが行った犯罪。
- 3) 国外で行われた犯罪。
- 4) 1985年3月1日以降も引き続いて自由剥奪が行われている場合、または未成年者が盗まれたままであるか留め置かれたままである場合。

第5条 この法律の第3条、第4条が規定している事由を考慮せずに行政府の情報に基づいてなされた予審の終結・不起訴の決定は、刑事訴訟法第112条の規定によれば一般訴訟法第215条と刑事訴訟法第6条が定める既判事項にあたらず、予審は再開することができる。

解釈法制定推進派のルビオ議員も指摘するように、この法律は国際法、憲法、行政法、刑法にまたがった法律である。上院の憲法・法律委員会では各方面の専門家がそれぞれの見地から意見を述べた。国際法学者のロペス・ゴルダナセナ(Oscar López Goldaracena)は「我々が国際法に目を瞑っているとしたら解釈法がその眼を覚まさせてくれる」と肯定的に評価しつつ、第一次世界大戦以降の国際法の発展にかんがみて「免責法や裁きを妨げる法律で人道に反する罪が保護されることはない」「1973年には人道に反する罪の被疑者特定・拘束・引渡し・処罰にかかる協力原則も国連で合意されているので責任者の裁判を妨げる立法その他の手段はとることができない」のであり、国際法の基準に照らせば「解釈法ではなく失効法を無効にするという選択になる」と発言。「拘禁／失踪者家族の会」の代表ハビエル・ミランダ(Javier Miranda)は「目標は免責をなくすこと。それが実現するなら解釈法であろ

うが失効法の無効であろうが失効法の厳正な適用であろうが歓迎する」「調査対象となっている行為が軍・警察ないしそれと同等の者によるものかどうか、指揮官が遂行したのか命令によるものかどうかは調べなければわからないので、失効法の第1条と第3条の最後の部分は両立しない。解釈法の第5条はこうした矛盾を解消するだろう」と述べた。憲法学者ではカシネリ・ムニョス (Cassinelli Muñoz) が「解釈法という形をとったことが争いになるかもしれないが、科学的な見解というのは常に暫定的なものであるのでその位置は常に修正される」「失効法は完全ではない」とする一方、マルティン・リッソ (Martín Risso) は「修正がいくつもあればそれは解釈法ではなく法の修正であり」「(免責対象から) 指揮官を除外する、免責は政治的動機あるいは任務遂行中のものに限るというのは免責の範囲を限定するものだが」遡及させるのは違憲であると言い、「最大の争点は解釈法第5条の『司法権による宣告は既判事項とはならず見直されうる』点で、この解釈は最高裁の立場と対立し違憲であるうえ司法権への介入である」と法案に反対した¹⁷。

『解釈法』に対してはさまざまな理由から反対が多くかった。軍部は「失効法を修正する試みは全て違憲であり、解釈法の承認はこの国を危険な道へ向かわせる」と反対を表明¹⁸。国民党は「失効法はそもそも、拡大戦線とコロラド党と軍部の間でなされ、国民党は参加していない海軍クラブ合意に基づくものだ」と反発。ただし失効法制定当時には知られておらず2002年3月17日付のレプブリリカ紙で報道された「セグンドブエロ」事件¹⁹や金銭目的の殺害事件があったことがわかつたので、そうした事実が判明したもののみ再審理すればよい(エベール Heber 上院議員、エレーラ派)という意見もあれば²⁰、ガジナル議員が独自案を提出するなど党内の意見は割れた。コロラド党は、「失効法は軍政を終わらせて平和を実現するための手段の一つであり多大なる民衆の支持をうけたものであるのに、解釈法は実質的に失効法を修正ないし廃止しようとしているうえ司法秩序を不安定にする」と指摘して、政府提案にも国民党案にも反対の立場を表明した²¹。他方、かつて軍政期人権侵害の報告書をまとめた人権擁護団体の「平和と正義への奉仕 (SERPAJ)」ウルグアイ支部は、現政権下での状況変化を肯定的に評価しつつ、政府はまだその時期が来ていないと考えているようだがアルゼンチン最高裁がおこなったように失効法は無効にすべきであると指摘するとともに、政府に対し「行政が軍人を裁けるとは思ってはならない、それは司法の権能である」と戒めた²²。労組のナショナルセンターPIT-CNTは「ウルグアイは国際条約が課している義務を履行していない。国内法を整備してアルゼンチンのように失効法は無効にすべきである」として失効法無効をめざすキャンペーンを開始した²³。

以上で概観したように、解釈法成立に向けてのコンセンサスは形成しにくかったため、バスケス政権は2006年3月に「被害者の遺体発見という観点からは緊急性が薄れたので、『解釈法』成立を諦めるわけではないが年内は審議しない」と決定した²⁴。なお、人権団体、PIT-CNTは失効法の無効を目指しており²⁵、拡大戦線の次期大統領候補ともいわれるラファエル・ミケリニも失効法無効を支持している²⁶。

3. 免責にピリオド？ ついに実現した人道犯罪被疑者国外引き渡しと軍人の訴追決定

アルゼンチンでは免責法と服従法が有効とされていた時代でも、強制失踪被害者の子供がニセの身分登録で軍・警察関係者の養子にされているケースについては免責の対象外であったし、「自由剝奪罪は継続中の犯罪であるので免責法の対象外となる」という解釈によって告発された事件も多かった。1986年以来、こうした事件に關係してウルグアイに現役・退役軍人の逮捕請求がたびたび寄せられてきたが、歴代政権は被疑者の国外引渡しは国家主権にかかる、として拒否しつづけてきた²⁷。他方、ベリオス事件はチリで2002年10月18日に起訴が決定し、関連してウルグアイ軍人3名に引渡し請求が来ていた。2006年3月22日、ウルグアイ最高裁はベリオス事件に關係した軍人3名（現役2名、退役1名）の引渡し請求を認め、同4月18日に引渡しが実現した²⁸。また、アルゼンチンは2006年に過去にも請求のあったガバッソ (José Nino Gavazzo) らを含むヘルマン事件の被疑者6名のアルゼンチンへの引渡しを要求。この要求にこたえ、5月5日にはウルグアイ当局が6人の身柄を拘束した²⁹。さらに2006年9月11日には、アルゼンチンの引渡し請求により身柄を拘束されていたうちの5人を含む6名の軍人と2名の警官（退役を含む）が、1976年9月26日にアルゼンチンで起きた「人民の勝利党」(PVP)活動家アダルベルト・ソバ (Adalberto Sova) の強制失踪にかんして、「自由剝奪罪」で起訴されることになった（9人目の起訴対象者の退役軍人は判決前日に自殺）。民政移管以後初めてウルグアイ国内で軍人が裁きの対象となったのである³⁰（被告側は控訴³¹）。これらの裁判については稿を改めて論じたい。

おわりに

第二次世界大戦という「熱い戦争」のあとに起きた「冷戦」は、本来国家が安全を保障しなければならない自国民の中の特定の人々を「敵」とみなして非合法な手段で抹殺しようとする「汚い戦争」であった。西欧的価値観を共有し、まがりなりにも民主主義的発展をとげてきたラテンアメリカの南部諸国でこのような戦いがあったことが広く知られ、非難されるべきなのは「敵」とされた人々ではなく国家テロを行った側で

あるという認識が広まって、責任者の訴追が実現するまでには何十年という長い歳月を要した。ラテンアメリカは免責法の桎梏からようやく逃れつつある。

その一方で、冷戦終結後かえって頻発するようになったといわれる世界各地の民族紛争では、紛争当事者の双方が重大な人権侵害を大規模に行っているケースも多く、(たとえ和平条件に責任者の処罰が盛り込まれたとしても)被害者が納得のいく「裁き」を実現させることは極めて困難である。また、9・11テロ以降、アメリカ合衆国では「テロとの戦い」のためならなんでも許されるかのごとく、市民的自由が侵食され、アブグレイブ収容所やグアンタナモの事件が示したように、拷問に反対する感性も鈍ってきてている。「テロリスト」に対してなら何をしても構わないのだと考えている人がいるとしたら、それは、自分は絶対に「テロリスト」と決めつけられることがない、と安心しきっている人だ。だがラテンアメリカで「汚い戦争」があった時代には、アルゼンチンである日、人違いでさらわれた女子高校生のように、誰もがある日「テロリスト」と決めつけられて連れ去られ、拷問の末に秘密裡に処刑されかねなかったのである。そしてひとたびそのようなことが起き、その責任者を免責してしまうと、真相究明には長くつらい戦いが必要となる。ウルグアイにおける軍政期人権侵害の真相究明も、クーデターから30年以上たってようやく暗いトンネルの出口が見え始めたかのようである。行方の知れない犠牲者の遺族たちの「生きたまま帰してほしいの。死んでいるなら、埋めてあげたいの」という願いがかなうのはいつのことだろうか。(2006年10月6日脱稿)

註

- 1 アリエル・ドーフマン、水谷八也訳『谷間の女たち』(戯曲)、新曜社1999年、144頁より引用。
- 2 Tavaré Vázquez Curriculumvitae, http://www.presidencia.gub.uy/_web/pages/pres01.htm
- 3 Latin America Brazil & Southern Cone Report, 22. Nov. 2004, pp 9-10.
- 4 Texto completo de la sentencia en el caso del asesinato de Eugenio Berrios en Uruguay, 18 oct. 2002, <http://derechos.org/nizkor/chile/doc/berrios.html>
- 5 Caso Berrios Respaldar al Poder Juicial, La Republica en RED, 4/4/2006
- 6 ヘルマンは1970年代にモントネロスの報道官であり、76年に軍が彼を逮捕しにやってきたが不在だったため、かわりに息子夫婦を連れ去った。息子の妻(当時19歳)は妊娠中でウルグアイに移送された後出産、その後殺害されたとされる。David Kohut, Olga Villella, Beatrice Julian, Historical Dictionary of the "Dirty Wars" Scarecrow Press, 2003: pp83-84.
- 7 Informe final : aclaran veinteseis casos Uruguay, La Republica en RED, 11/4/2003
- 8 Decreto de Batlle enmarca el informe final sobre desaparecidos en el Ley de Caducidad, La Republica en RED, 17/4/2003, Comunicado de prensa Montevideo, 21 de Abril de 2003, <http://tau.org/familiares/actualidad/html>
- 9 2005年3月1日、ヘルマン側は新証拠に基づいて審理の再開を請求している。La defensa del poeta Juan Gelman Pidió la remoción del fiscal Enrique Möller, La Republica en RED, 26/7/2005.
- 10 La estrategia de Vázquez es conocer la verdad para constituir la concordia, La Republica en RED, 28/8/2005.
- 11 Desde el jueves, Vázquez buscará la verdad en los cuarteles, Republica en RED, 3/3/2005.
- 12 Certeza casi absoluta de ubicar restos de María Claudia reveló informe del Ejército, La Republica en RED, 9/8/2005
- 13 El comandante Bonelli tenía razón: no hubo "operación zanahoria" en chacra de Pando, La Republica en RED, 30/11/2005 ,DNA鑑定により2006年1月に遺体はチャベス・ソサであることが判明した。Ubagesner dejó de ser un desaparecido, La Republica en RED, 25/1/2006
- 14 "Caso Gelman" promete debate jurídico y tensión política por citación a militares, La Republica en RED, 20/3/2005. このほか国外で起きたワシントン・バリオス (Washington Barrios) の強制失踪、失踪当時未成年のシモン・リケロ (Simon Riquero)、金銭目的の誘拐と判断されたヘラルド・ガティ (Gerardo Gatti) の事件、アルゼンチンで起きたマリア・エミリア・イスラス・ガティ・サファロニ (María Emilia Islas Gatti Saffaroni)、誘拐された子供の悲劇の象徴となったマリアナの母親) ら5件の失踪事件などが失効法適用外とされている。El Ejecutivo excluyó de la Impunidad tres delitos perpetrados en Argentina, La Republica en RED, 1/11/2005, Tabaré Vázquez excluyó de la Ley de Caducidad otras cinco desapariciones, La Republica en RED, 4/8/2006
- 15 <http://www.parlamento.uy/Leyes/Ley15848.htm>
- 16 Interpretación de la Ley de Caducidad dispone la reapertura de presumario, La Republica en RED, 15/11/2005
- 17 Primero planteo de "nulidad" de la Ley de Caducidad llegó ayer al Parlamento, La Republica en RED, 6/12/2005
- 18 El Ejército se pronunció contra el proyecto de Vázquez interpretativo de la Ley de Caducidad, La Republica en RED, 26/11/2005
- 19 1976年10月にアルゼンチンの秘密収容所オルレッティモータースから27人のウルグアイ人と5人のアルゼンチン人が秘密裏に移送されたとされる事件。Los Desaparecidos de Orletti fueron trasladados a Uruguay, La Republica en RED, 17/3/2002
- 20 El Partido Nacional se opone al proyecto interpretativo sobre la Ley de Caducidad, La Republica en RED, 22/11/2005
- 21 Partido Colorado se expide en contra de ley interpretativa : "Afecta al Estado de Derecho", La Republica en RED, 16/11/2005, Hierro : Nueva consulta ciudadana es la única vía para resolver el tema de

- DDHH, *La Republica en RED* 24/11/2005
- 22 El Servicio de Paz y Justicia reclama la nulidad de la Ley de Caducidad, *La Republica en RED*, 13/12/2005
- 23 El PIT-CNT lanza campaña nacional para anular la Ley de Caducidad, *Republica en RED*, 7/12/2005
- 24 El gobierno posterga la consideración de la ley interpretativa de la caducidad, *Republica en RED*, 3/3/2006
- 25 Lanzaron ayer en Maldonado la campaña por la anulación de la Ley de Caducidad, *Republica en RED*, 19/7/2006
- 26 Michelini insiste con anular la Ley de Caducidad y aspira a convencer al FA, *Republica en RED*, 7/8/2006
- 27 Defensa recomienda negar datos a Argentina, *El Observador*, 12/9/2000, Brezzo contrario a informar a Argentina, *El Observador*, 15/9/2000.
- 28 脚注 2 および、Caso Berrios: Militares uruguayos extraditados vuelan a Chile, *La Nación* (Chile), 18/4/2006
- 29 Juez Argentina pidió extradiciones por el secuestro de María Claudia García, *Republica en RED*, 3/5/2006, Fulminante operativo en todo el país: detienen a los ex miembros de OCOA, *Republica en RED*, 6/5/2006
- 30 Primera sentencia judicial en Uruguay por desaparición ocurrida en Argentina, *Republica en RED*, 12/9/2006
- 31 Los Represores procesados apelan a la obediencia debida y Complican al Goyo, *Republica en RED*, 19/9/2006
- * *Republica*紙のHPアドレスは <http://www.larepublica.com.uy/>